

農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務の取扱いについて（平成6年1月25日付け6構改B第1号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>第1 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業</p> <p>1 農地中間管理機構等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）</p> <p>(1) 個人が、農地中間管理機構（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）（当該農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下「農地中間管理機構等」という。）に対し、これらの法人の行う農地売買等事業（法第4条第3項第1号ロ又は第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）のために、土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。）第22条の9第1項、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令</p>	<p>第1 農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体が行う農地売買等事業</p> <p>1 農地中間管理機構等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）</p> <p>(1) 個人が、農地中間管理機構（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）（当該農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下「農地中間管理機構等」という。）に対し、これらの法人の行う農地売買等事業（法第4条第3項第1号ロ又は第7条第1号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）のために、土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。）第22条の9第1項<u>第1号</u>、租税特別措置法施行規則（昭和32年大</p>

第15号。以下「措置法規則」という。) 第18条第4項第4号)。

ア (略)

イ 当該土地等の買入れをする者が農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第22条の9第1項に該当する旨を証する書類 (別紙様式第2号)

ウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第1項に規定する農地 (同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。以下「農地」という。) 若しくは採草放牧地 (以下「採草放牧地」という。) 又はこれらの土地の上に存する権利 (以下第1の1において「農地等」という。) の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a・b (略)

(イ) 開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。) 第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされている土地 (農地を保全し、又は耕作 (農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。) の用に供するために必要なかんがい排水施設、溜池、排水路、又は農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設の用に供する土地を含む。) 又はこれらの土地の上に存する権利 (以下第1の1において「未墾地等」という。) の譲渡をした場合

a・b (略)

(2) (略)

2 法第16条第2項の協議 (以下「買入協議」という。) に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例 (所得の1,500万円特別控除)

(1) 個人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地 (以下「農用地」という。) を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡

蔵省令第15号。以下「措置法規則」という。) 第18条第4項第4号)。

ア (略)

イ 当該土地等の買入れをする者が農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第22条の9第1項第1号に該当する旨を証する書類 (別紙様式第2号)

ウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(ア) 農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第1項に規定する農地 (以下「農地」という。) 若しくは採草放牧地 (以下「採草放牧地」という。) 又はこれらの土地の上に存する権利 (以下第1の1において「農地等」という。) の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a・b (略)

(イ) 開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。) 第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされている土地 (農地を保全し、又は耕作の用に供するために必要なかんがい排水施設、溜池、排水路、又は農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設の用に供する土地を含む。) 又はこれらの土地の上に存する権利 (以下第1の1において「未墾地等」という。) の譲渡をした場合

a・b (略)

(2) (略)

2 法第16条第2項の協議 (以下「買入協議」という。) に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例 (所得の1,500万円特別控除)

(1) 個人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地 (以下「農用地」という。) を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡

所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第5項、措置法令第22条の8第29項、措置法規則第17条の2第1項第30号）

ア～ウ（略）

- (2) 法人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付をし、かつ(1)のアからウまでに準じた書類を保存しなければならない（措置法第65条の4第5項又は第68条の75第5項、措置法令第39条の5第30項、措置法規則第22条の5第1項第30号又は第22条の67）。

3（略）

第2 利用権設定等促進事業

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）

- (1) 個人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類（別紙様式第8号）を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、措置法規則第18条第4項第5号）。

ア・イ（略）

- (2)（略）

2 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

- (1)（略）

- (2) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意

所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第5項、措置法令第22条の8第29項、措置法規則第17条の2第1項第31号）

ア～ウ（略）

- (2) 法人が、買入協議に基づき農地中間管理機構等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の4第5項又は第68条の75第5項、措置法令第39条の5第30項、措置法規則第22条の5第1項第31号又は第22条の67）。

3（略）

第2 利用権設定等促進事業

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）

- (1) 個人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類（別紙様式第8号）を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、措置法規則第18条第4項第6号）。

ア・イ（略）

- (2)（略）

2 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

- (1)（略）

- (2) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意

するものとする。

ア (略)

イ 告示第四号ハ柱書の「農業委員会が定める基準面積」及び(四)の「その他農業委員会が当該所在区域における基準面積によるものが相当でない場合として定める場合」(以下「基準面積等」という。)について、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」(昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知)の7の(1)の*ア*に基づき、農業委員会が定める基準面積及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」(昭和45年4月30日付け45農地B第953号農地局長通知)の8に基づき、農業委員会が定める「当該地域における基準面積によるものが相当でない場合」を基準面積等として取り扱うことができるものとする。

様式第1号 (略)

するものとする。

ア (略)

イ 告示第四号ハ柱書の「農業委員会が定める基準面積」及び(四)の「その他農業委員会が当該所在区域における基準面積によるものが相当でない場合として定める場合」(以下「基準面積等」という。)について、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」(昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知)の7の(1)の*ア*に基づき、農業委員会が定める基準面積及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」(昭和45年4月30日付け45農地B第953号農地局長通知)の10に基づき、農業委員会が定める「当該地域における基準面積によるものが相当でない場合」を基準面積等として取り扱うことができるものとする。

様式第1号 (略)

(様式第2号)

農地中間管理機構
農地利用集積円滑化団体に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
市町村長

(農地中間管理機構
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者

印

当法人が租税特別措置法施行令 第22条の8第29項（第39条の5第30項） 第22条の9第1項第1号（第39条の6第2項） に
規定する 農地中間管理機構 農地利用集積円滑化団体 に該当する旨証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者

印

(様式第2号)

農地中間管理機構
農地利用集積円滑化団体 に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
市町村長

(農地中間管理機構
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者

印

当法人が租税特別措置法施行令第22条の8第29項（第39条の5第30項）に
規定する農地中間管理機構農地利用集積円滑化団体に該当する旨証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者

印

様式第3号（略）

様式第3号（略）

（様式第4号）

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の76第1項）の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、租税特別措置法施行令第22条の9第1項第1号（第39条の6第2項）に規定する土地等（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあり、かつ、開発して農地とすることが適当なもの、同号に規定する農

業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされているもの（農地の保全又は利用上必要な施設の用に供することとされている土地を含む。）又はこれらの土地の上に存する権利をいう。）に該当することを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第4号)

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

印

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の76第1項）の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、租税特別措置法施行令第22条の9第1項（第39条の6第2

項)に規定する土地等(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあり、かつ、開発して農地とすることが適当なもの、同号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされているもの(農地の保全又は利用上必要な施設の用に供することとされている土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利をいう。)に該当することを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

様式第5号～9号 (略)

様式第5号～9号 (略)

附 則

この通知は、平成31年3月29日から施行する。